

フェーズ/対応		会議全般の対応			本会議・予算決算常任委員会 (通常：議場)	議運・常任委員会 (通常：委員会室)	議員全員協議会 政策討論会 予算議案説明会 (通常：全員協議会室)	その他協議の場等 (会代・活性化・広報広聴等) (通常：委員会室)	地域意見交換会 (対象：住民自治協議会) 出前講座 (対象：各種団体)	事務局職員 の登庁
		傍聴	会議室 の換気	当局 出席者						
1	市内で感染者が発生した場合	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討	・一般質問の運営について議運 で協議 (従来、短縮、中止、会派集約 など)	・委員会室又は全員協議会室で の開催検討	・全員協議会室又は議場での開 催検討	・委員会室又は全員協議会室で の開催検討	・開催の有無を相手方に再確認 し対応する。	通常
2-1	市内で感染者が発生した場合 (三重県：感染防止アラート) ※新規感染者数が2日連続17人以上	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討						
2-2	市内で感染者が発生した場合 (三重県：感染拡大阻止宣言) ※直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数 が8人以上、病床利用率30%以上(1つ該当)	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討						
2-3	市内で感染者が発生した場合 (三重県：緊急警戒宣言) ※直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数 が15人以上、病床利用率30%以上、重症者用病 床利用率20%以上(2つ該当)	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討						
3	市内で感染者が発生した場合 (まん延防止重点措置)	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討	・一般質問の運営について議運 で協議 (短縮、中止、会派集約など)	・全員協議会室で開催	・議場で開催 (緊急事態宣言：中止又は延期 の検討)	・全員協議会室での開催 (緊急事態宣言：中止又は延期 の検討)	・中止又は延期の調整	人数 検討 (テレワーク等)
4	市内で感染者が発生した場合 (緊急事態宣言)	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討						
5	市役所本庁職員 (感染)	自粛	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討	・一般質問の運営について議運 で協議 (従来、短縮、中止、会派集約 など)	・委員会室又は全員協議会室で の開催検討(常任委員会など案 件が多い場合など出席人数によ り判断)	・全員協議会室又は議場での開 催検討	・委員会室又は全員協議会室で の開催検討	・市役所の状況を報告し、開催 の有無を相手方に再確認	人数 検討 (テレワーク等)
6	議会事務局職員 (濃厚接触)	自粛徹底	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討						
7	議員 (濃厚接触)	自粛徹底	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討						
8	議会事務局職員 (感染)	自粛徹底	常時 窓・扉の開放	人数制限 検討	・一般質問の運営について議運 で協議(中止など) ・会期延長の検討	・全員協議会室で開催	・議場で開催 ・中止又は延期の検討	・全員協議会室で開催 ・中止又は延期の検討	・中止又は延期の検討	半数 程度 (テレワーク等)
9	議員(感染) (定足数未満)	自粛徹底	常時 窓・扉の開放	必要最小 限で実施						
10	議員(感染) (定足数以上)	・定足数に満たず開催不可			・会期延長の検討 ・議案の専決処分を認める (地方自治法第179条第1項)	・中止又は延期の調整	・中止又は延期の調整	・中止又は延期の調整	・中止又は延期の調整	半数 程度 (テレワーク等)

※濃厚接触者の定義は、国立感染研究所が示すものとする。 ※各種宣言と議員感染フェーズと重なる場合は、より厳しい方の措置で対応する。